

砺波信用金庫の〈経営理念〉

- 健全で活力のある中小企業の育成発展
- 豊かで安定した家庭生活の実現
- 明るく活気に溢れた街作り

金融再生法ベースの債務者区分による開示

令和3年9月末の不良債権額は、37億66百万円(令和3年3月末対比6.08%の減少)で、不良債権比率は9.92%です。
なお、内訳は次表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和3年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	640	552
危険債権 (B)	2,125	2,008
要管理債権 (C)	1,244	1,205
金融再生法ベースの不良債権額 (D) = (A) + (B) + (C)	4,010	3,766
正常債権 (E)	35,664	34,198
合 計 (F) = (D) + (E)	39,674	37,964
不良債権比率 (%) (G) = (D) / (F)	10.11%	9.92%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」(A)とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」(B)とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」(C)とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」(E)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、(A)、(B)、(C)以外の債権をいいます。
5. 令和3年9月末の集計方法については、以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は一部連続しておりません。
- ・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と認められる債権において、令和3年3月末については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、令和3年9月末については、今期新たに発生した取立不能見込額に対して貸倒引当金を計上しているため、債権額から直接減額しておりません。
6. 令和3年9月末の計数は、監査法人の監査を受けておりません。